

2025年11月20日

長岡市長 磯田 達伸 様

連 合 中 越 地 域 協 議 会
議 長 矢 島 良 彦

市政に対する要望書

日頃より、市民生活・福祉の向上と地方自治の確立にご尽力されている貴職に対し、心より感謝と敬意を表します。

2025 年春季生活闘争では、連合の賃上げ率が 5.25%となり、1991 年以來の 5% 超えであった昨年をさらに上回る賃上げが実現しました。連合新潟においても賃上げ率が 4.67%となり、連合新潟結成以來、過去最高を記録しました。また、300 人未満の中小組合の賃上げ率も 4.28%と、昨年の 3.77%を上回る結果となりました。

私たちは引き続き、「人への投資」を訴え、ディーセント・ワークの実現や様々な格差是正に取り組み、「働くことを軸とする安心社会」の構築に向けた運動を推進していきます。この「働くことを軸とする安心社会」とは、「持続可能性」と「包摂」を基底に置き、年齢、性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと輝いて暮らせる活力ある地域社会を創造していくという共通の価値観に基づくものです。

その実現には、安心できる社会保障、中小企業の基盤強化と地域の活性化、生活と仕事のバランスがとれた働き方など、社会、地域、そして働き方を支える基盤を早急に整備する必要があると考えております。

このような状況の中、長岡市では令和 8 年度予算編成が開始されます。私たちは、「連帯と相互の支え合い」という協力原理と市民協働の理念に基づき、生活の安定・向上、福祉の充実、安心して生活できる環境整備などに関する施策を積極的に推進していただくことを強く期待しています。

この度、働く者の願いとして別添の項目のとおり要望を取りまとめました。長岡市が厳しい財政事情にあることは重々承知しておりますが、私たちの要望を真摯に受け止め、市政に反映してくださるよう強く要望いたします。

つきましては、後日、私たちの代表との懇談の場を設けていただき、文書でのご回答を賜りますようお願い申し上げます。

2026年度長岡市予算に関する市政要望

重点要望 4－(1) 7－(2) 8－(1)

1 総括・地方自治

- (1) 連合は、「働くことを軸とする安心社会」（働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件の下、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会）をめざしている。こうした社会の実現のためには、市民レベルから世界レベルに至る各層での様々な団体との「社会対話」が重要であり、課題解決へ向けた、より具体的で有効な手段として機能させていく必要がある。長岡市におかれても「市民との協働」の理念のもと市民の積極的な社会参加と「対話」を促し、市民力を活かした市政運営を引き続き進められたい。また、市内勤労者を代表する連合中越との対話に今後も協力されたい。あわせて、長岡市が所管する各種審議会、委員会、諮問委員会などの各層代表メンバーに労働者代表を引き続き可能な限り選任することとし、事前に連合中越と調整されたい。
- (2) 市が発注を行う請負・委託契約、指定管理者の指定等については、「公共サービス基本法」にもあるとおり、発注者責任として公共サービスに従事する者の公正労働基準（ディーセント・ワーク、常用雇用、委託労働者の継続雇用、生活賃金など）の遵守などの労働環境の整備に引き続き努められたい。また、公契約においても「ビジネスと人権」に関する問題が発生し得ることを踏まえ、「東京都社会的責任調達指針」などを参考に、適切な策を講じられたい。
- (3) 県内においても「労働者協同組合法」を活用して、地域資源を最大限に活用し、地域住民が主体的に関わる協同組合を設立・運営することで、地域の持続可能な発展を実現している好事例も増加していることから、長岡市においても「労働者協同組合法」の主旨や法制化の背景を踏まえ、持続可能で活力あるコミュニティの実現に向けた協同組合設立の支援などを積極的に推進されたい。
- (4) 行政事務のDX化の推進にあたっては、行政事務手続きの簡素化、各種助成金制度など行政情報へのアクセス向上等に取り組むとともに、地方行政の政策決定過程や行政評価への住民参加を促進させる活用策などを検討されたい。

2 雇用・労働政策

- (1) 長岡市が取り組まれている「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」については、引き続き取組を強化されたい。特に、カスタマーハラスメント防止対策については、「労働施策総合推進法」の改正を踏まえ、長岡市「ノーカスハラ宣言」の取り組みを引き続き強化されたい。

- (2) 最低賃金について、金額の周知とあわせて最低賃金制度の意義・役割について周知徹底をはかられたい。また、中小企業・零細事業者が最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小企業支援策の充実や各種助成金制度の利用促進への支援などを行われたい。
- (3) 青年層が労働法制等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を習得する機会を確保するとともに、これらに関する相談窓口の所在などについて周知されたい。さらに、長岡地域若者サポートステーション等の関係者と連携し、ニートや中途退学者などの若年無業者の就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、中途退学者等に対して、就労支援および職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供されたい。
- (4) 地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令をはじめ在留資格ごとの就労制限や生活に関する情報について、多言語によるわかりやすい周知及び母国語による相談・支援体制を整備・拡充されたい。また、多文化共生社会への取り組みを一層推進されたい。

3 経済・産業政策

- (1) 社会的連帯経済（SSE）は、地域社会の協力と共生を重視し、経済活動を通じて社会的な価値を生み出す理念として注目されている。長岡市としても社会的連帯経済の理念とその実践方法について、市民、企業等と協働してセミナーやワークショップの開催等を通じて共有されたい。あわせて社会的連帯経済の中核となる社会的企業や協同組合に対する、資金調達や運営に関するサポートを行うための専門的なアドバイザーの配置を検討されたい。
- (2) 2023年11月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」における発注者・受注者のとるべき行動が、あらゆる業種・企業に浸透するように周知されたい。また、市内企業における労務費の価格転嫁状況の調査結果の分析等を行い、好事例があれば共有するなど、価格転嫁が適正に進むように取り組まれたい。
- (3) 市内企業のDX化やGX推進の取り組みに対して支援を行うとともに、「公正な移行」の具体化に向けて、「グリーンな雇用創出」や「地域脱炭素化」、「失業なき労働移動」と重層的なセーフティネットの検討の早期着手と必要な予算措置を行なわれたい。その際、特に中小・零細事業者における雇用への影響を適切に評価し、サプライチェーンだけでなく、地域レベルでの目配せと強力な支援を行われたい。そのために、①失業や労働移動による労働条件の低下などの雇用への悪影響が生じる産業・地域の特定制と、その影響度の測定と分析を進められたい。②地域における雇用吸収力のある「グリーンな産業」の育成、労働者の教育・訓練、社会保険や住宅などの社会的セーフティネットの強化等の必要な対策を一体的に検討された

い。

4 社会保障、医療、福祉政策

- (1) 長岡地域の医療体制を堅持するとともに、地域医療を支える、医師、看護師をはじめ医療関係者の人材確保と労働環境の改善に引き続き努められたい。特に現在休診中の診療科目（立川病院の消化器内科専門医など）このための財政支援等を強化するよう国、県と協力して、施策を推進されたい。特に、診療報酬は公的価格で決められており、物価高に対して価格転嫁は全くできないことから、市としても人材確保のため医療機関に対して職員の処遇改善を目的とした助成金の新設などを検討されたい。
- (2) 介護事業関係者の人材確保と労働環境の改善に引き続き努められたい。制度を担う労働者が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善をはかるとともに、一定の期間従事している労働者には、慰労金付きの報奨制度を創設するなどの措置を事業者等と協力して講じられたい。特に、介護報酬は公的価格で決められており、物価高に対して価格転嫁は全くできないことから、市としても人材確保のため事業者に対して職員の処遇改善を目的とした助成金を新設されたい。
- (3) 新潟県労働者福祉協議会が生活相談窓口として長岡地区労働者福祉協議会に開設している、「新潟県ライフサポートセンター」について、延べ相談件数は 7,355 件(08 年以降の長岡市 5,026 件、他市町村 2,329 件)、直近一年間でも 443 件(内他市町村 259 件)の相談が寄せられている。引き続き市民への相談窓口として周知活動への支援をお願いしたい。
- (4) 医療・介護・健康・福祉・子育て等分野を超えた地域生活課題について、支援を必要とする人に寄り添った包括的・伴走的な支援を行うため、重層的支援体制整備事業（相談支援・参加支援・地域づくり）の実施体制を整備されたい。このためにも支援者が孤立することなく様々な社会資源と協働で、地域に則した支援を促進できる体制を整備されたい

5 人権・ジェンダー平等政策推進

- (1) 若年層の女性の市外流出率が男性を上回っている。この背景の一つとして、未だに残る男女差別意識があると思われる。この解消のためにも、「長岡市男女共同参画社会基本条例」「第 3 次ながおか男女共同参画基本計画」に則ったり、男女平等社会の実現に向けて実効ある施策を引き続き推進していただきたい。また、企業、市民のジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスに対する意識向上にむけ、研修会の開催など啓発に努められたい。
- (2) 新潟県では「障害者差別解消のための条例」を制定した。長岡市においても「障

害者差別解消のための条例」の制定を検討されたい。また、次の具体的対策も講じられたい。①障がい者に対するあらゆる形態の差別を明確に禁止し、違反行為に対して厳格な措置を講じる。②市民への障がい者に対する理解促進と啓発活動を強化する。③差別に関する苦情や相談を受け付ける専用機関を設置し、迅速かつ適切に対応する。④公共施設やサービスのアクセシビリティを改善し、障がい者が平等に利用できる環境を整備する。

6 環境、食料、農業政策

- (1) カーボンニュートラル実現を目指して、策定された「長岡市カーボンニュートラルチャレンジ戦略 2050」による地球温暖化対策の改定作業や計画の実施にあたっては、環境審議会での議論と併せて、次世代を担う子ども・若者の意見も反映できるよう、社会対話を重視した子ども・若者環境会議の開催など、先進事例を参考に社会対話を重視した取り組みとなるよう進められたい。
- (2) 中山間地の活性化と国土の均衡ある発展、環境と景観の保全、都市と農山漁村の交流推進のため、Iターン、Jターン、Uターンなどにより地方で生活したい人のための基盤や受け入れ体制の整備に引き続き努められたい。特に耕作放棄地と空き家対策と移住者受入策を合わせた政策を、先進地の事例を学びながら、市民協働の視点で推進されたい。また、冬期間の燃料費補助、夏の水道料金への補助なども検討されたい。
- (3) 農林水産業のみならず、住民の生活空間にも深刻な被害を及ぼしている野生生物対策として、捕獲従事者を確保し、被害防止と保護管理に係る行政機関、団体の連携、獣医師などとの協力のもと、野生生物の生息密度を、本来の自然生態系と均衡した適正レベルに維持する施策を推進されたい。また、狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉（ジビエ）などへの有効利用をはかられたい。

7 防災・まちづくり・交通・運輸政策

- (1) 高齢者や障害者はもとより、すべての市民が利用しやすい公共交通機関等の交通手段の確保に向け、「長岡市地域公共交通網形成計画」に基づき市内公共交通体系の構築につとめられたい。特に、バス路線維持のため、運転手の確保は喫緊の課題となっているので、県外からの移住を伴う運転手就労支援制度や就業支度金制度の新設などを検討されたい。
- (2) 交通事故・負傷者の減少、交通事故死亡者ゼロをめざし、事故を未然に防ぎつつ機能性を向上させるための道路整備や信号制御の高度化を行い、地域事情に応じて、安全で人間優先のみちづくりを推進されたい。このためにも、雑草による視界不良、道路舗装の穴ぼこなど、道路管理者の瑕疵責任を問われかねない状況に迅速に対応するため、SNS活用による通報制度の拡充・周知などを検討されたい。また、交

通渋滞解消のため長岡東西道路の4車線化による完成形を早期に実現していただきたい。

8 教育政策

- (1) 猛暑対策として市立小中学校の普通教室の冷房設備の設置に引き続き、特別教室（理科室、音楽室、家庭科室、技術室など）や体育館の冷暖房設備を整備されたい。特に授業に支障を来している特別教室については早急に設置されたい。
- (2) ゆきとどいた教育環境を築くため、小・中学校における30人以下学級の拡大について関係機関に働きかけられたい。また、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するためにスクール・サポート・スタッフ（教育業務支援員）を全校に配置されたい。
- (3) 物価上昇の影響が、児童生徒の学校生活に影響を与えないよう、学校運営経費の拡充を引き続きはかられたい。特に、学校給食については、安心して安全な学校給食となるよう、自校調理方式をできる限り維持されたい。また学校給食費については、行政事務のDX推進、不正防止の観点からも、早急に公会計化を進められたい。公会計化にあわせて福祉部門等の連携により、困窮世帯の把握に努められたい。
- (4) 子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善に向けた施策を推進されたい。特に、処遇改善の趣旨や改善額の設定根拠などを就業規則に明記することなどについて、加算施設の設置者に対し周知の徹底をはかられたい。また、保育園、こども園への年度途中の入園が、厳しい状況となっていることから、年度途中でも入園できる人員体制をとれるよう、処遇加算の拡充、配置基準の柔軟化等を検討・要望し保育人材の確保に努められたい。
- (5) 子の利益の確保を目的とした改正民法（家族法）の施行までの間に、法の趣旨および国会審議も含めた内容について、共同親権の導入により大きく影響を受ける学校および保育園・こども園をはじめとした関係機関などに正確に伝わるよう、法務省が作成するQ&A形式の解説資料やパンフレットなどを活用し周知されたい。